

令和3（2021）年度  
気候変動対策ビジネス等創出支援補助金

事業計画募集案内

栃木県気候変動適応センター  
(事務局:環境森林部気候変動対策課)

## 令和3（2021）年度気候変動対策ビジネス等創出支援補助金 事業計画募集案内

栃木県気候変動適応センターでは、県内に事業所を有する中小企業者等の皆様が実施する気候変動対策に資する新たな取組や製品開発を支援するため、「気候変動対策ビジネス等創出支援補助金」事業を実施します。つきましては、令和3（2021）年度の事業計画について、次のとおり募集しますので奮ってご応募ください。

なお、本補助金の交付に当たっては、気候変動対策ビジネス等創出支援補助金交付要領及び気候変動対策ビジネス等創出支援補助金実施要領に定めるところに従い実施していただきます。

### 1 募集期間

1次募集 令和3（2021）6月15日（火）～同年7月15日（木）まで  
2次募集 令和3（2021）8月2日（月）～同年9月10日（金）まで

※1次募集で申請総額が予算額に達した場合は、2次募集は実施しない場合があります。

### 2 募集する事業計画

#### (1) 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者\*、事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、法律により直接設立された法人

※資本金の額又は出資の総額が5億円未満の企業とする。ただし、みなし大企業は除く。

みなし大企業とは、次のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有。
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有。
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

#### (2) 補助対象事業

中小企業者等が実施する気候変動対策（「適応」又は「緩和」）に資する製品やサービスの開発・高度化

#### (3) 補助率及び上限額

- ・補助率 補助対象経費の1／2以内
- ・上限額 100万円

#### (4) 補助対象経費

補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次の経費を補助対象とします。

経費区分	内容
人件費(取組やサービス開発に限る)	<ul style="list-style-type: none"><li>・取組やサービスの開発に要する人件費 人件費は下記の式により算出するものとする。 人件費＝直接作業時間×時間給額 時間給額は、下記の式により算出するものとする。 時間給額＝(年間基本給＋年間諸手当)÷年間所定労働時間 年間諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費(事業者負担分とする。ただし、第二厚生年金等通常の基金より上乗せする経費は除く。)、管理職手当(技能職に対する手当を含む。)及び賞与とし、時間外手当は除く。</li></ul>
調査費	<ul style="list-style-type: none"><li>・特許調査、文献調査等に要する経費</li></ul>
設計費	<ul style="list-style-type: none"><li>・試作品及び試作用機械等の設計、システム等の委託に要する経費</li></ul>
試験・実験費	<ul style="list-style-type: none"><li>・試験、実験及びデータの分析、解析等の委託に要する経費(機械の使用料・テスト費用)</li></ul>
測定費	<ul style="list-style-type: none"><li>・測定の委託に要する経費</li></ul>
工具・機材・備品費	<ul style="list-style-type: none"><li>・試作用機械の購入に要する経費</li><li>・機械装置等の製作に必要な部品、工具、器具、備品の購入に要する経費(ポンプ、測定器等)</li></ul>
原材料費	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究開発及び製品の製作に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費</li></ul>
外注費	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究開発に必要な原材量の再加工及びプログラム作成等を外注する経費(補助経費総額の50%以内)</li></ul>
専門家等の技術指導に要する経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術指導を受けたものへの納付金等の経費(補助経費総額の10%以内)</li></ul>
大学等に納付する費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学等と共同研究を実施する場合の納付金等の経費(補助経費総額の15%以内)</li></ul>

### 3 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。

時期等	県	書類等	申請者
計画書受付期間 6月～7月上旬 8月～9月中旬 (各期間内に応募のあった計画書について、それぞれ審査を行い、採択の可否を決定します。)	計画書受付	← 事業計画書	← 計画書提出
	↓		
	審査・選考	→ 採択決定通知	→ 申請書提出※
	↓		
	申請書受付	← 交付申請書	←
	↓		
	→ 交付決定通知	→ 事業着手	
	↓		
	報告書受付	← 実施状況報告書	← 実施状況報告書提出
	↓		
報告書受付	← 実績報告書	← 実績報告書提出	
↓			
完了検査			
↓			
補助金額の確定	→ 額の確定通知	→ 補助金を請求	
↓			
請求書受付	← 補助金請求書	←	
↓			
補助金精算払い	→	→ 補助金受領	
会計年度終了後 15日以内	事業化状況の確認	事業化状況報告書	事業化状況報告書提出 ※事業完了日の属する会計年度終了後5年間について報告

※本補助金の補助事業者として採択された場合には、気候変動対策ビジネス等創出支援補助金交付要領に従って手続き等を行っていただくことになります。

#### 4 留意事項

・国、県、市町等公的機関が助成する他の補助事業に申請中の場合、一方の補助事業で採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げさせていただくこととなりますので、ご了承ください。

- ・申請内容が、企業・創業、第二創業等による事業である場合、補助対象になりません。
- ・補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- ・補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数※期間中は財産処分してはならないものとします。

※法定耐用年数：「原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省政令第15号）」

・事業計画書の提出に当たっては、別紙の「暴力団排除に係る誓約事項」を確認してください。

※交付申請書の提出をもって別紙「暴力団排除に係る誓約事項」に同意したものと見なします。

- ・本事業における補助金の支払いは、精算払いとなります。
- ・事業終了後5年間、事業化状況報告書等により、事業の実施結果等を報告していただきます。

#### 5 提出書類

提出書類は以下の①～⑦となります。①～④の様式についてはホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

① 気候変動対策ビジネス等創出支援事業計画書（別記様式）

② 補助事業計画書（交付要領様式第2）

③ 研究開発費用予算書（交付要領様式第3）

※事業費を借入する場合には、融資証明書を提出してください。

④ 事前着手届出書（交付要領様式第4）

※交付決定前の事業開始を希望する場合のみ提出してください。

⑤ 直近の2年間の決算報告書の写し

※設立2年に満たない企業（1年以上2年未満）は、1期分の決算書を提出してください。

⑥ 共同研究を証する書類

※研究開発費用予算書に共同研究に係る経費を計上する場合のみ提出してください。

⑦ 見積書等

※取得価格が10万円以上の機械等がある場合のみ提出してください。

**6 書類提出先・問い合わせ先**

所定の提出書類を作成の上、郵送、メール送付、または事務局に持参してください。

提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。

計画書の提出方法やその他ご不明の点は、事務局までお問い合わせください。

栃木県気候変動適応センター

(事務局:環境森林部 気候変動対策課 気候変動適応担当)

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁本館11階南側

TEL: 028 (623) 3187 FAX: 028 (623) 3259

E-mail: tochi-tekiou@pref.tochigi.lg.jp